

令和8年1月以降に  
婚姻された方

賃貸住宅の家賃、引越費用を最大60万円補助

# 山元町結婚新生活支援事業補助金

申請期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

対象世帯 次のすべてにあてはまる夫婦

## 婚姻日\*

令和8年1月1日から  
令和9年3月31日の間

※婚姻届受理日

## 夫婦の年齢

夫婦ともに、婚姻日の  
年齢が39歳以下

## 夫婦の所得

夫婦の合計所得金額が  
500万円未満

※貸与型奨学金を返済している場合は  
所得額から控除します

## 山元町への定住意思

山元町に5年以上定住する  
意思がある

※補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年  
以内に夫婦双方が町外に転出した場合は、補助金  
の返還が生じます。

## 講座の受講

夫婦双方が次の①～④のうち、いずれかを受講していること

- ① ライフデザイン支援講座
- ② プレコンセプションケアに関する講座
- ③ 共家事・子育て講座
- ④ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

## 対象の住居

夫婦の双方または一方の住民票の  
住所が対象の住宅にある

## その他

- ・夫婦双方が町税等の滞納がない
- ・夫婦双方が過去に同様の補助金  
の交付を受けていない

対象費用 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)までの間に支払った  
次の費用の合計に対し、最大で60万円

## 補助上限額

婚姻日時点の夫婦の年齢がともに29歳以下:60万円

婚姻日時点の夫婦の年齢がともに39歳以下:30万円

## 住宅賃借費用

家賃、敷金、礼金、  
共益費、仲介手数料

※賃貸借契約を締結した自己の居住用の町内の住宅  
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は  
手当額を補助金額から控除します。

## 引越費用

引越業者・運送業者に  
支払った費用

※不要になった家財道具の処分に係る費用は対象外

※申請を予定・検討している方は、下記担当に必ず事前にご相談ください。

担当課：山元町 子育て定住推進課 子育て定住推進班

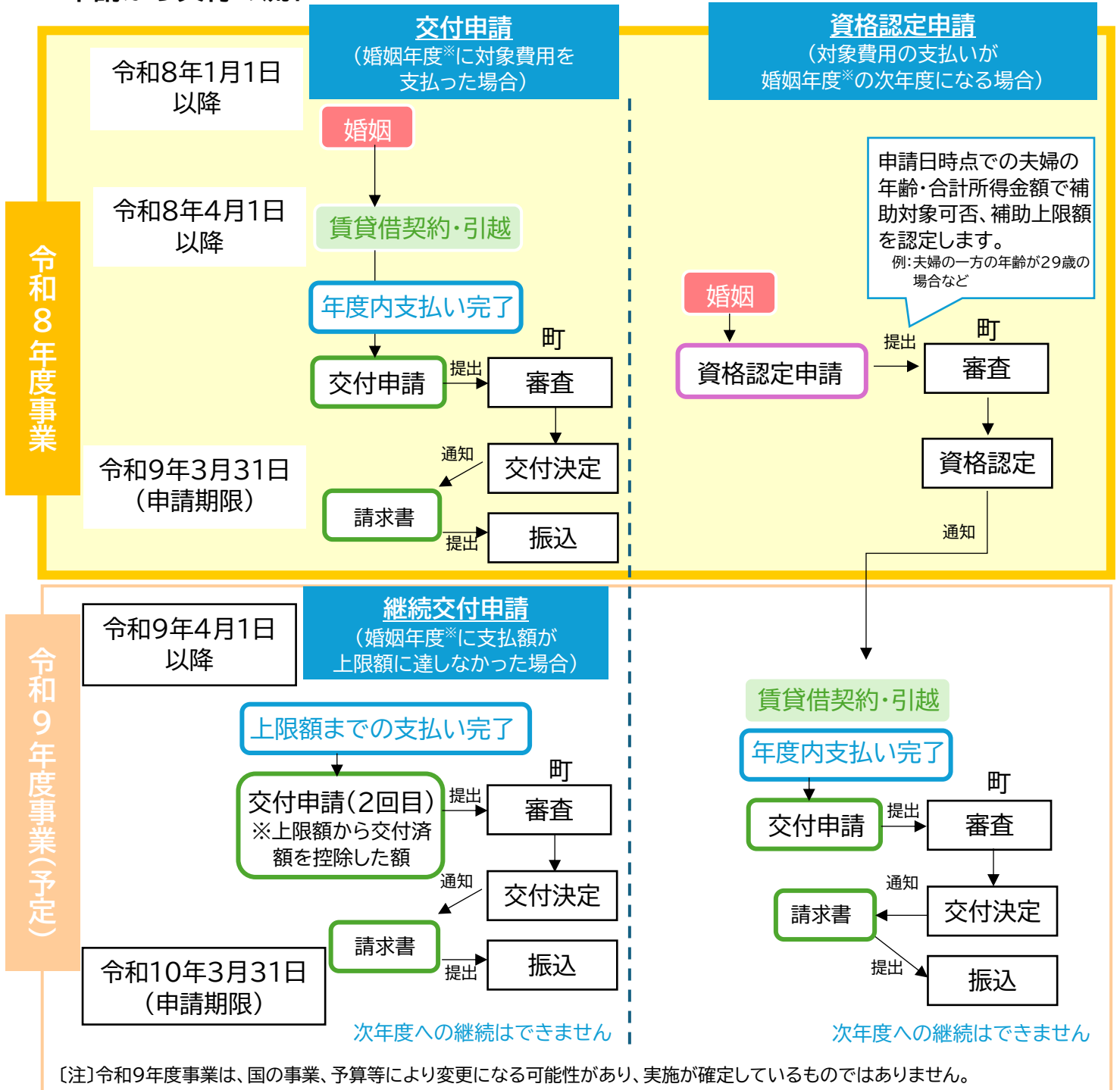
電話：0223-36-9835



町ホームページ

## 申請から交付の流れ

※婚姻年度:令和8年1月1日～令和9年3月31日



[注]令和9年度事業は、国の事業、予算等により変更になる可能性があり、実施が確定しているものではありません。

## よくあるご質問

- Q1 婚姻時に夫婦の年齢が29歳である場合、継続交付申請する際の上限額は60万円か30万円のどちらですか。  
A1 60万円です。ただし、交付申請または資格認定申請を29歳の年度内に行う必要があります。
- Q2 夫婦の一方が婚姻の一年前から賃借していた住宅に、婚姻を機に同居する場合は対象となりますか。  
A2 婚姻日以降の賃料、共益費は対象となりますが、賃借時の敷金、礼金、手数料は対象となりません。
- Q3 結婚を機に、町内にある夫婦の一方の実家に同居する場合に対象となる費用はありますか。  
A3 夫婦の一方が、町内外から引越に要した費用が対象となります。